

## 第 26 号 議 案

### 敦賀市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の件

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり敦賀市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 指定する郵便局の名称  
敦賀郵便局、栗野郵便局
- 2 指定する郵便局において取り扱う事務
  - (1) 法第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
  - (2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

- (3) 法第2条第8号に規定する個人番号カードの交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、個人番号カードの記録事項に変更があったときの届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じたうえでの引渡し、個人番号カードを紛失したときの届出の受付並びに個人番号カードの有効期限が満了した場合その他政令で定めるところにより当該個人番号カードを返納するときの受付に関する事務
- (4) 法第2条第9号に規定する個人番号カードの交付に当たり、電子情報処理組織（敦賀市の使用に係る電子計算機と敦賀郵便局及び栗野郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

### 3 指定の期間

#### (1) 敦賀郵便局

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、前項第3号及び第4号に規定する事務については、令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

#### (2) 栗野郵便局

令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 提案理由

個人番号カード用電子証明書の更新等に関する事務を取り扱う郵便局として、敦賀郵便局及び栗野郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、この案を提出する。